

2021年10月号

シンセティック LIBOR に関する 英国の状況と日本法準拠契約における考察

- I. はじめに
- II. シンセティック LIBOR に関する英国の状況
- III. シンセティック LIBOR に関する日本法準拠契約における考察 — 日本円金利指標に関する検討委員会によるタフレガシーへの対応に関する市中協議の公表 —
- IV. 結び

森・濱田松本法律事務所
弁護士 佐藤 正謙
TEL. 03 5223 7726
masanori.sato@mhm-global.com
弁護士 廣本 文晴
TEL. 03 5223 7723
fumiharu.hiromoto@mhm-global.com

I. はじめに

LIBOR の恒久的な公表停止が 2021 年 12 月に迫る中、いわゆるタフレガシー契約、すなわち、LIBOR を参照する既存契約のうち、2021 年 12 月末までに代替金利指標への移行やフォールバック条項の導入が実務上難しい可能性のある契約への対応が注目されています。英国では、タフレガシー契約に対応するため、LIBOR の公表停止後に、特定の通貨及びテナーに関して（従来の LIBOR とは算出方法が異なる）いわゆるシンセティック LIBOR を公表することが見込まれますが、一方で、フォールバック条項が導入されていないタフレガシー契約において、当然に LIBOR に代えてシンセティック LIBOR を適用できるかは課題であるとされてきました。そのような背景のもと、最近、タフレガシー契約における LIBOR をシンセティック LIBOR に読み替える法案が英国議会で提出されました。

他方、わが国では、日本円金利指標に関する検討委員会（以下「日本円検討委員会」といいます。）が、2021 年 9 月 28 日付で、「本邦におけるタフレガシーへの対応に関する市中協議」（以下「本協議文書」といいます。）を公表し、タフレガシーとしてシンセティック円 LIBOR の利用を検討し得る契約、及び、取引当事者がシンセティック LIBOR を利用する際の留意事項等に言及しています。

本稿では、英国の法案の概要を紹介するとともに、本協議文書の内容も踏まえながら、日本法準拠契約におけるシンセティック円 LIBOR の適用のあり方について若干の考察を行います。

Banking / Structured Finance / Financial Regulation Bulletin

II. シンセティック LIBOR に関する英国の状況

1. 英国金融サービス法（Financial Service Act 2021）に基づく英国ベンチマーク規制（Benchmarks Regulation）の改正

2021年4月21日、英国金融サービス法（Financial Service Act 2021）が成立しました。同法は、英国のベンチマーク規則（Benchmarks Regulation）を改正し、LIBORの公表停止に向けた対応を行うものです。

同法による改正項目は多岐にわたりますが、タフレガシー契約との関係で重要な点は以下のとおりです¹。

すなわち、英国 FCA は、金利指標性を喪失した又は喪失するおそれがある（かつ、金利指標性を回復・維持しないと合理的に認められる）critical benchmark を“Article 23A benchmark”として指定することができます²。かかる指定がなされると、英国 FCA の監督下にある金融機関（UK Supervised Entities）は、一定の金融取引において、当該 Article 23A benchmark を使用することが制限されます³。

また、英国 FCA は、Article 23A benchmark の運営管理機関に対して、当該 critical benchmark の算出方法（投入データ、算出ルール及びコンダクト・ルール等を含む。）の変更及び継続的公表を要請することができます⁴。これにより、英国 FCA は、LIBOR（Article 23A benchmark）の運営管理機関である IBA（ICE Benchmark Administration）に対して、一定期間、上記算出方法の変更を経た LIBOR、すなわちシンセティック LIBOR の公表を継続することを求める権限を有することとなります。但し、シンセティック LIBOR は、あくまでレガシー契約の救済を目的としており、新規取引で利用することは想定されていません。

2. シンセティック LIBOR の算出・公表

現在の LIBOR（いわゆるパネル LIBOR）は、パネル行が呈示するレートを、上下 25%を取り除き、残り 50%を平均することにより算出されています。

一方、シンセティック LIBOR は、パネル行の呈示ではなく、市場データに基づいて算出されます。具体的には、ターム物リスクフリーレートに、クレジット調整スプ

¹ 英国金融サービス法（Financial Service Act 2021）の法案段階での内容の詳細を紹介したものとして、当事務所の [Banking/Structured Finance/Financial Regulation Bulletin「LIBORの恒久的な公表停止に向けた実務対応～各国におけるタフレガシーへの対応について～」](#)（2021年4月号）をご参照下さい。

² 改正後英国ベンチマーク規制 Articles 21(3B)(a), 22B(3)(a) and 23A.

³ 改正後英国ベンチマーク規制 Article 23B.

⁴ 改正後英国ベンチマーク規制 Article 23D.

Banking / Structured Finance / Financial Regulation Bulletin

レドを加算する方法によります。ターム物リスクフリーレートは、日本円の場合、リスクフリーレートである TONA (Tokyo Overnight Average Rate) をターム物に変換した TORF (Tokyo Term Risk Free Rate)、英国ポンドの場合、SONIA (Sterling Overnight Index Average) となります。また、クレジット調整スプレッドは、ISDA のフォールバックレートの算出で用いられ、ブルームバーグで公表されているスプレッド調整値が用いられます。

シンセティック LIBOR は、パネル LIBOR の対象通貨 5 種のうち、英国ポンド、日本円及び (状況により) 米ドルについてのみ算出・公表が予定されており、ユーロとスイスフランについては想定されていません。シンセティック LIBOR の対象となるテナー (金利期間) は、1 か月、3 か月及び 6 か月ものとなります。シンセティック LIBOR の公表に係る要請権限は、最長 10 年まで行使可能とされますが、12 か月ごとに公表を継続するかどうか再検討されます。但し、日本円の場合は、今のところ、1 年間限り (2022 年 12 月まで) とされています⁵。米ドルについては、1 か月、3 か月及び 6 か月もののパネル LIBOR の公表停止が 2023 年 6 月 30 日まで延期されているため、シンセティック LIBOR の対応に関する議論は本格化していません。

シンセティック LIBOR は、パネル LIBOR と同じ名称の LIBOR として公表される見込みです。シンセティック LIBOR とパネル LIBOR では、名称が同一であり、経済価値も近似してはいますが、その算出方法が異なります⁶。

代替金利指標への移行やフォールバック条項の導入がされていないタフレガシーについて、LIBOR 公表停止以降、当然に LIBOR に代えてシンセティック LIBOR を適用できるかについては、議論の余地があるとされていました。

3. Critical Benchmarks (References and Administrators' Liability) Bill の提出

2021 年 9 月 8 日、英国議会に Critical Benchmarks (References and Administrators' Liability) Bill⁷ (以下「本法案」といいます。) が提出されました。本法案は、ベンチマーク規則を改正するもので、タフレガシー契約で規定される LIBOR は、対応するシンセティック LIBOR に読み替えることとしています。

⁵ 英国 FCA の 2021 年 9 月 29 日付プレスリリース「Further arrangements for the orderly wind-down of LIBOR at end-2021」(以下「英国 FCA リリース (2021 年 9 月 29 日)」)といます。

<https://www.fca.org.uk/news/press-releases/further-arrangements-orderly-wind-down-libor-end-2021>

⁶ 英国 FCA リリース (2021 年 9 月 29 日) では、シンセティック LIBOR は、パネル LIBOR が将来有していたであろうものの合理的かつ公正な近似値 (a reasonable and fair approximation) を提供するものとして選択されたとされています。

⁷ <https://bills.parliament.uk/bills/3045>

Banking / Structured Finance / Financial Regulation Bulletin

これは、タフレガシー契約におけるシンセティック LIBOR の適用についての疑義を払拭し、起こり得る紛争を防止することを目的としています。但し、本法案によるシンセティック LIBOR への読替えは、シンセティック LIBOR の目的自体がそうであるように、2021 年 12 月末の LIBOR 公表停止までに他の金利指標への切替えやフォールバック条項の導入ができないタフレガシー契約を暫定的に救済することを目的としており、恒久的な移行措置を提供することを目的としているわけではありません。タフレガシー契約の当事者は、かかる暫定措置で得た時間を有意義に使い、代替金利指標への切替えを進めることが求められています。

本法案は、ベンチマーク規則を改正するものですが、読替えの対象は、英国法準拠の契約（正確には、イングランド及びウェールズ、スコットランド又は北アイルランドの法律に準拠する契約）に限られる一方、この要件を満たす限り、英国 FCA の監督下にある当事者に限られず、英国 FCA の監督下にはない当事者の契約も対象となります⁸。英国 FCA は、年内に、シンセティック LIBOR の使用が可能な契約を特定する予定ですが、今のところ、少なくとも 2022 年中は、タフレガシー契約に該当する限り、（清算集中されるデリバティブ取引を除く）全ての取引でシンセティック LIBOR の使用を可能とする方針を示しています。

英国法は、伝統的に、契約の自由に介入することには消極的とされますが、本法案はその例外をなすもので、相当程度のタフレガシーの存在がその背景にあると思われまます。本法案は、LIBOR からシンセティック LIBOR への読替えにより、取引当事者の新たな義務が生ずるものではなく、また、既存の責任を消滅させるものではない旨規定しています。しかし、本法案は、取引当事者を訴訟のリスクから解放することを目的とした免責規定（いわゆるセーフハーバー規定）は特に設けていません。契約の自由に介入することに消極的な英国法の伝統を背景としており、広範なセーフハーバーを有する米国の対応（下記参照）とは対照的といえます⁹。

本法案による読替えは、代替金利指標への移行やフォールバック条項の導入が行われていないタフレガシーを対象とするもので、契約の中に当事者の合意で導入されたフォールバック条項がある場合には、当該フォールバック条項が優先し、本法案による読替えは適用されません。

なお、米国では、ニューヨーク州において、米ドル LIBOR の読替えに関する法律が成立しています¹⁰。読替え先の金利は recommended benchmark replacement とされており、これは SOFR（Secured Overnight Financing Rate）をベースとし、スプ

⁸ 本法案に関する Explanatory Notes 第 42 項

(<https://bills.parliament.uk/publications/42468/documents/624>)

⁹ なお、本法案では、シンセティック LIBOR の運営機関のための責任限定規定は設けられています。

¹⁰ <https://www.nysenate.gov/legislation/bills/2021/S297>

Banking / Structured Finance / Financial Regulation Bulletin

レッド調整値を含むものとされますが、法律上その詳細は明らかにされていません。連邦法でも対応が進みつつあります。

EU では、EU ベンチマーク規則が改正され、欧州委員会は、EU 加盟国の法律に準拠する契約に規定される LIBOR について、読替えを行う権限が与えられています。また、欧州委員会の係る権限は、EU 加盟国以外の法律に準拠する契約であっても、当該契約の全当事者が EU において設立されている場合には、当該準拠法において別途対応がされている場合を除き、拡張されるとされています¹¹。

対応が各国（及び地域）ごとに行われる結果、規制の重複及び隙間が生じることとなります。例えば、英国法準拠の契約であっても、全当事者が EU で設立されている場合、その処理が英国法によるのか EU 規則によるのか、必ずしも明らかではありません。特に、シンセティック LIBOR が存在する通貨（英国ポンド、日本円及び（状況により）米ドル）の場合にその問題は顕著となります。また、ニューヨーク州法準拠の契約であっても、LIBOR が米ドル以外の通貨に関するものである場合には、ニューヨーク州法による対応の対象外となります。

日本法人が当事者となっているタフレガシー契約については、それが英国法準拠の場合には、本法案が成立した暁には、英国法に基づき（存在する場合には）シンセティック LIBOR への読替えが行われることになると思われますが、日本法準拠の場合には、そのような効果は生ぜず、以下に述べる課題に対処する必要を生じます。

Ⅲ. シンセティック LIBOR に関する日本法準拠契約における考察

— 日本円金利指標に関する検討委員会によるタフレガシーへの対応に関する市中協議の公表 —

1. 経緯

わが国におけるシンセティック LIBOR をめぐる動向としては、まず、2021 年 3 月 5 日付の英国 FCA による LIBOR の公表停止等の予定に係る発表において、1 か月物、3 か月物及び 6 か月物円 LIBOR については、2022 年 1 月以降の 1 年間におけるシンセティック円 LIBOR の公表を FCA が ICE に求めることについて市中協議を行う予定である旨が明らかにされたことを受けて、金融庁＝日本銀行の 2021 年 3 月 8 日付の声明¹²において、シンセティック円 LIBOR の既存契約・取引での利用は、事前移行又はフォールバック条項の導入といった移行対応をしっかりと進めたもとの、真に円 LIBOR からの移行が困難な既存契約（すなわちタフレガシー）に限定されるべきもの

¹¹ 改正後の EU ベンチマーク規則 23a 条

¹² https://www.boj.or.jp/announcements/release_2021/data/rel210308a.pdf

Banking / Structured Finance / Financial Regulation Bulletin

である、との考え方が示されていました。

こうした経緯を踏まえつつ、冒頭で触れたとおり、日本円検討委員会は、2021年9月28日付で、通貨については日本円、準拠法については日本法準拠とする契約を念頭に置いて、本協議文書を公表しました。そこでは、本邦では、個々の市場参加者の取組みによって、本邦移行計画に沿った移行対応が進んでいることが確認され、現時点において、契約当事者間の交渉・合意による移行対応が実行できていない契約は特定されていない一方、2021年末までに移行対応が完了しない契約が一部に残る可能性もあり、これらの契約については、タフレガシーに該当するものとして、セーフティネットとしてのシンセティック円 LIBOR を利用することが考えられる、との認識が示されています¹³。

その上で、本協議文書は、タフレガシーに該当し、シンセティック円 LIBOR の利用を検討し得る契約についての考え方を提示し、次に、実際にシンセティック円 LIBOR の利用を検討するに際して契約当事者が留意すべき事項等を整理しています¹⁴。以下、これらの紹介を行いつつ、若干の解説を加えます。

2. タフレガシーとしてシンセティック円 LIBOR の利用を検討し得る契約

本協議文書は、これを貸出と債券の条件変更に必要な要件・手続の差違をも踏まえ、以下のとおり定義しています。

(貸出)

金融機関からの説明を受け、円 LIBOR からの移行に向けて契約当事者間で誠実に協議を実施したうえでもなお、2021年末までに事前移行または頑健なフォールバック条項の導入に関する合意ができなかった契約¹⁵

(債券)

法令に定められた契約変更手続き（社債権者集会の開催または全員同意の取得）により、発行体が円 LIBOR からの移行（事前移行または頑健なフォールバック条項の導入）に取り組んだものの、2021年末までに法令上必要な同意等を得られず、円 LIBOR からの移行を完了することができなかった契約

¹³ 本協議文書 p4 参照。

¹⁴ 本協議文書は、その他、事前移行・フォールバック条項の導入に際して貸し手から借り手、発行体等から社債権者に対して説明すべき事項等についても言及しています。

¹⁵ シンジケート・ローンの場合は、エージェントと参加行で対応方針を決定し、当該方針について参加行と借り手との間で協議を実施したうえでも、合意できなかった契約が考えられるとされています。本協議文書 p5 参照。

Banking / Structured Finance / Financial Regulation Bulletin

タフレガシーの意義は、要するに、取引当事者間で 2021 年末までに事前移行又はフォールバック条項の導入に関する合意ができなかった契約ということになります。ただ、本協議文書の合意としては、2021 年末までに当該合意に至るべく、関係当事者が取り組むことを求めていることに留意が必要です。

3. シンセティック円 LIBOR の性質と利用に当たっての契約変更手続の要否

既に述べたとおり、また、本協議文書でも触れられているとおり、シンセティック LIBOR は、パネル LIBOR とは算出方法が異なるため、パネル円 LIBOR とシンセティック円 LIBOR を参照する契約とでは経済価値が変わり得ます¹⁶。

これによれば、本邦の LIBOR 参照契約は、一般的には、パネル円 LIBOR 公表停止後の参照金利が、契約当事者の合意がないまま無条件に、シンセティック円 LIBOR に切り替わるものではないと考えられます。従って、契約当事者間の合意がないまま、シンセティック円 LIBOR を利用した場合には、係争を生じるリスクがあることになります¹⁷。

4. 全銀協 TIBOR 改革時の議論との比較（参考）

なお、従前、証券監督者国際機構（IOSCO）及び金融安定理事会（FSB）の主導下で推進された IBOR 改革プロジェクトにおいて、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関（以下「JABATA」といいます。）を含む IBOR 算出・公表主体に対し、より実取引に依拠した指標への改革が要請されたことを受けて、JABATA による行動規範等の改正がなされ、全銀協 TIBOR の算出等手続の枠組みについて一定の修正が加えられたことがありました。その際、全銀協 TIBOR を参照する契約において、契約変更手続の要否、すなわち、かかる変更手続を経なかったとしても、当該契約において言及される全銀協 TIBOR は行動規範等の改正後の全銀協 TIBOR（以下「改正後全銀協 TIBOR」といいます。）を指すものとして取り扱うことができるか否か、が議論されました。

結論としては、特段の契約変更を行わなくとも、契約中の「全銀協 TIBOR」なる

¹⁶ 金融庁資料「LIBOR の公表停止に向けた対応と課題」（令和 3 年 8 月）（以下「金融庁講演資料」といいます。）p13 においても、「算出方法が変更されることに伴い、パネル LIBOR とシンセティック LIBOR では経済価値が異なるため、2022 年 1 月以降の「LIBOR」は、これまでの（パネル）LIBOR とは似て非なるもの（実質的には、非同一）」と述べられています。

¹⁷ 本協議文書 p8 参照。金融庁講演資料 p13 は、「契約上の「LIBOR」にシンセティック LIBOR が含まれると解釈するかは、契約当事者の意思解釈次第となり得る（個別契約ごとに解釈が異なり得る）」と述べ、若干含みを持たせていますが、更に「自動的にシンセティック LIBOR が適用されるわけではない（言い換えれば、何らプロセスを経ずにシンセティック LIBOR を利用した場合、係争が生じるリスクがある）」と述べており、この問題について、基本的には共通の理解に立つものと解されます。

Banking / Structured Finance / Financial Regulation Bulletin

文言は、爾後、改正後全銀協 TIBOR を指すものとして取り扱うことが、通常、契約当事者の合理的な意思解釈に合致するものと考えられ、実務上もかかる理解を前提として進められることとなりました。行動規範等の改正は、全銀協 TIBOR の透明性・公正性を向上させることを目的とするものでしたが、リファレンス・バンクによる呈示レートを基礎とする算出方法の根幹を変更するものではなく、全銀協 TIBOR と改正後全銀協 TIBOR の間の金利指標としての連続性・同一性を否定するような性質を有するものではない、との評価が基礎にあったと考えられます。

以上と比較すると、シンセティック LIBOR は、上述のとおり、リスクフリーレートを基礎として算出されるものであり、パネル LIBOR（銀行の信用リスクが上乗せされた金利）とは金利指標としての設計のあり方が本質的に異なる（スプレッド調整を経たとしてもなお）ものと考えられます。これによれば、全銀協 TIBOR 改革の時と同様のロジックに依拠することは基本的には困難であると解されます。

5. シンセティック円 LIBOR を利用する際の留意事項等

本協議文書は、シンセティック円 LIBOR の利用に伴う係争リスクを軽減するため、合意に至らないまでも、契約当事者間で、例えば、以下の事項について、一定の認識を共有する方策を講じることが考えられるとしています。

- ✓ 現行の円 LIBOR（パネル円 LIBOR）に代わり、シンセティック円 LIBOR を適用すること。
- ✓ パネル円 LIBOR の公表停止後の初回金利更改日から適用すること。
- ✓ シンセティック円 LIBOR は、パネル円 LIBOR とは算出方法が異なるため、契約の経済価値が変わり得ること。
- ✓ シンセティック円 LIBOR の公表は「2022 年 1 月～12 月」の 1 年間に限定される見通し。2023 年以降に満期を迎える契約（2023 年以降に金利更改日がないものは除く）については、1 年以内に金利変更等について再度誠実に協議に応じ、代替金利指標等について合意する必要があること。

なお、ここで「認識を共有する」ということの意味合いは、一見したところ、必ずしも明確ではないと感じられるかもしれません。なぜなら、シンセティック円 LIBOR の適用等について認識（≒合意）が共有され得るのであれば、そもそも係争リスクは存しないとも言えそうだからです。（合意に至れない場合に生じ得る係争リスクを軽減するための方策として「認識を共有する」ことについて論じるのは、（認識≒合意だとすれば）ある種の背理ではないか、という指摘もあるかもしれません。）

おそらく、ここで意図されているのは、シンセティック円 LIBOR の利用について明

Banking / Structured Finance / Financial Regulation Bulletin

確な合意に至らなくとも、当事者間の話し合いは可能な限り（ぎりぎりまで）行うべきである、そうした対話と積み重ねること自体が後に係争に発展するリスクを抑え、場合によっては（個別の事実関係にもよりますが）シンセティック円 LIBOR の利用につき暗黙の了解が得られていたとの主張を支える材料（エビデンス）の確保にもつながり得る、ということではないかと推察されます。

本協議文書が、「認識共有の手段としては、貸出については、上記の内容について契約当事者間で協議を行い、例えば貸し手において、覚書やそれに準じる書面で、協議の証跡を残すことが考えられます。」「不特定多数の社債権者が存在する公募債等については、契約当事者間での交渉が困難な場合も想定されます。この場合、①ネガティブコンセント条項を含んだ通知、②社債権者集会招集通知に記載して通知、③社債権者への通知に加えて社債権者から受領通知を得るなどの方策を講じることが考えられます」と述べているのも¹⁸、そのような意味合いにおいて捉えることができるように思われます。その意味で、本協議文書の上記提言は、極めて実務的・実践的なアクション・プランを示すものと解されます。

6. 小括

本協議文書で採り上げられた論点については、国内外の幅広い関係者から意見を募集することとされ（意見提出期限は2021年10月19日）、その募集結果を踏まえ、検討委員会としての最終的な取りまとめを行うものとされています。

IV. 結び

以上のとおり、海外では、タフレガシー契約に対応するための措置として実施される予定のシンセティック LIBOR を、関連する LIBOR 参照契約において具体的に適用するための立法措置が執られつつあります。本邦では、そもそもタフレガシー契約に相当する取引・契約が殆ど存しない（特定されていない）という理解もあっても、立法上の措置に関する議論は進んでいません。

その一方で、可能性は低いとしても、日本円・日本法準拠のタフレガシー契約が存する場合、かかるタフレガシー契約にシンセティック円 LIBOR が自動的に有効に適用されることは当然には期待できないことから、日本円検討委員会が提言するように、実務上執り得る対応策は別途検討しておく必要があるものと解されます。

¹⁸ 本協議文書 p9 参照。

Banking / Structured Finance / Financial Regulation Bulletin

セミナー

- セミナー 『第 4701 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「プロジェクトファイナンスの実務～発電所プロジェクトの最新実務動向や法改正の影響も踏まえて～」』

開催日時 2021 年 11 月 11 日（木） 13:30～16:30

講師 末廣 裕亮

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
- セミナー 『NFT : Non-Fungible Token の法的論点』

開催日時 2021 年 11 月 17 日（水） 13:00～16:00

講師 増田 雅史

主催 株式会社情報機構
- セミナー 『法定開示書類における「サステナビリティ」開示のポイント—改訂 CG コード原則のポイントや具体的な記載例も紹介—』

開催日時 2021 年 12 月 3 日（金） 9:30～11:30

講師 宮田 俊

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

文献情報

- 論文 「Q&A 金融サービス仲介業の制度と実務〈第 6 回〉 監督規制、行政処分、認定金融サービス仲介業協会、指定紛争解決機関（金融 ADR）、他の法令への影響に関する規定等」

掲載誌 金融法務事情 No.2165

著者 小田 大輔、渡辺 真菜、宮本 雄太（共著）
- 論文 「The Lending and Secured Finance Review 7th Edition - Japan Chapter」

掲載誌 The Lending and Secured Finance Review 7th Edition

著者 青山 大樹、松田 悠希（共著）
- 論文 「インサイダー取引に関する留意点 ～最新の動向を踏まえて～」

掲載誌 月刊監査役 No.723

著者 宮田 俊

Banking / Structured Finance / Financial Regulation Bulletin

- 論文 「資産金融型 STO の留意点 現行法で可能なスキームも STO の実現に向けた第 1 歩の踏み出し方 (下)」

掲載誌 日経 FinTech 2021 年 7 月号

著者 石橋 誠之、寺井 勝哉 (共著)

- 論文 「民法・不動産登記法 (所有者不明土地関係) の改正等」

掲載誌 ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.62

著者 佐伯 優仁、繁多 行成、佐藤 喬洋、鋤崎 有里、西條 景、吉田 達彦 (共著)

- 論文 「【解説】所有者不明土地対策 1/共有制度を見直し [民法改正]」

掲載誌 日経不動産マーケット情報

著者 佐伯 優仁、繁多 行成、佐藤 喬洋、鋤崎 有里、西條 景、満木 瑛子、吉田 達彦 (共著)

- 論文 「【解説】所有者不明土地対策 2/相続登記を義務化 [不動産登記法改正]」

掲載誌 日経不動産マーケット情報

著者 佐伯 優仁、繁多 行成、佐藤 喬洋、鋤崎 有里、西條 景、満木 瑛子、吉田 達彦 (共著)

- 論文 「【解説】所有者不明土地対策 3/不要な土地を国庫に [相続土地国庫帰属法など]」

掲載誌 日経不動産マーケット情報

著者 佐伯 優仁、繁多 行成、佐藤 喬洋、鋤崎 有里、西條 景、満木 瑛子、吉田 達彦 (共著)

- 論文 「法令解説 民法・不動産登記法を改正し所有者不明土地の活用之道開く」

掲載誌 日経不動産マーケット情報

著者 佐伯 優仁、繁多 行成、佐藤 喬洋、鋤崎 有里、西條 景、満木 瑛子、吉田 達彦 (共著)

- 論文 「「サステナビリティ」をめぐる改訂 CG コード原則の解説と課題への取組み」

掲載誌 ビジネス法務 2021 年 10 月号

著者 宮田 俊

Banking / Structured Finance / Financial Regulation Bulletin

- 書籍 『NFTの教科書 ビジネス・ブロックチェーン・法律・会計まで デジタルデータが資産になる未来』
- 出版社 株式会社 朝日新聞出版
- 著者 増田 雅史（編著）、古市 啓（著）

NEWS

- 新型コロナウイルス対応 参考リンク集（随時更新）
- 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当事務所では新型コロナウイルス対応に関するニュースレターや寄稿、官公庁等の最新公開情報のリンクを当事務所 HP にまとめております。詳細は[こちら](#)、英語版は[こちら](#)をご参照ください。

- MHM マイページを開設いたしました
- 2021年9月10日（金）、当事務所では、セミナー、ニュースレター、書籍・論文、官公庁からの公表事項等に関する情報を一元的に収集・閲覧できるポータルサイトとして、「MHM マイページ」を開設いたしました。
- MHM マイページは、ご登録いただければいつでもご利用いただけるオンラインサービスです。

《MHM マイページでできること》

- ①当事務所主催セミナーのお申込みや動画・資料の閲覧
- ・当事務所主催セミナーへのお申込み、お申込み後の変更・キャンセル
 - ・当事務所主催オンデマンド配信セミナーの動画視聴
 - ・当事務所主催セミナーで配布した資料の閲覧
- その他、当事務所主催セミナーに関して、当事務所の公式ウェブサイトに掲載されていないコンテンツをご覧いただけます。

- ②ニュースレターの配信登録・停止
- ニュースレターの配信登録・停止ができるほか、一覧やキーワード検索からバックナンバーへアクセスいただけます。

- ③関心分野に関する情報の一括収集・メール受信
- 関心のある分野/キーワード/弁護士に関連するニュースレター/セミナー/著書・論文/法務トピックスを、メールで定期的に受信するよう設定できるほか、MHM マイページのトップページや「お気に入り」ページに集約することができます。

- ④今後もお役に立つコンテンツを増やしていく予定です

ご登録・ご利用についての詳細は[こちら](#)をご覧ください。

Banking / Structured Finance / Financial Regulation Bulletin

- IFLR1000's 31st edition にて高い評価を得ました
当事務所と当事務所の弁護士が以下のとおり高い評価を受けております。当事務所のバンコクオフィス、ヤンゴンオフィス及びシンガポールオフィスにおいても下記の分野と各オフィスに所属する弁護士が上位グループにランキングされ、高い評価を受けております。
<https://www.mhmjapan.com/ja/news/articles/2021/169.html>
- Who's Who Legal: Japan 2021 にて高い評価を得ました
Law Business Research が発行する Who's Who Legal: Japan 2021 の各分野別ランキングにて、当事務所の弁護士が以下の分野にて高い評価を得ました。
<https://www.mhmjapan.com/ja/news/articles/2021/179.html>
- Euromoney's Banking, Finance & Transactional Law Expert Guide 2021 において当事務所の弁護士が高い評価を受けました
Euromoney が発行する Banking, Finance & Transactional Law Expert Guide 2021 において、当事務所の弁護士が以下の分野における Expert に選ばれました。詳細は Expert Guides のウェブサイトに掲載されております。
<https://www.mhmjapan.com/ja/news/articles/2021/183.html>
- asialaw 2022, the definitive guide to Asia's leading law firms and lawyers にて高い評価を得ました
asialaw Profiles による asialaw 2022, the definitive guide to Asia's leading law firms and lawyers にて当事務所および当事務所のバンコクオフィス（Chandler MHM Limited）は Outstanding として紹介され、以下の分野で高い評価を得ました。
また当事務所のヤンゴンオフィス（Myanmar Legal MHM Limited）も各分野で高い評価を得ております。
<https://www.mhmjapan.com/ja/news/articles/2021/184.html>
- 当事務所の弁護士が asialaw 2022, the definitive guide to Asia's leading law firms and lawyers にて高い評価を得ました
asialaw 2022, the definitive guide to Asia's leading law firms and lawyers にて、当事務所の弁護士および当事務所のバンコクオフィス（Chandler MHM Limited）の弁護士が高い評価を得ました。
<https://www.mhmjapan.com/ja/news/articles/2021/185.html>
- IFLR Asia Best Lawyers 2021 に当事務所の弁護士が選出されました
International Financial Law Review（IFLR）による IFLR Asia Best Lawyers 2021

Banking / Structured Finance / Financial Regulation Bulletin

において、当事務所の佐藤 正謙 弁護士、小林 卓泰 弁護士、鈴木 克昌 弁護士がアジアにおける Best Lawyers として選出されました。

なお、Chandler MHM（バンコクオフィス）からはジェッサダー・サワッディポン 弁護士、スパトラー・サターポンナーノン 弁護士が選出されております。

<https://www.mhmjapan.com/ja/news/articles/2021/194.html>

- Asia Business Law Journal にて当事務所の 13 名の弁護士が Japan's Top 100 Lawyers 2021 に選ばれました

Asia Business Law Journal 誌において同誌の独自調査により、当事務所の以下 13 名の弁護士が Japan's Top 100 Lawyers 2021 に選ばれました。

<https://www.mhmjapan.com/ja/news/articles/2021/153.html>

- asialaw Awards 2021 にて受賞しました

asialaw Profiles 主催の asialaw Awards 2021 の授賞式が 2021 年 9 月 30 日にオンラインで行われ、当事務所および当事務所のバンコクオフィス (Chandler MHM Limited) は以下のカテゴリーにて受賞しました。

詳細は、asialaw Profiles に掲載されております。

<https://www.mhmjapan.com/ja/news/articles/2021/196.html>

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com